

千葉市農業委員会の委員等の報酬の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年千葉市条例第17号)別表第1に規定する農業委員会の会長、農業委員会の会長職務代理者及び農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員(以下「委員等」という)に係る報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員等の報酬額)

第2条 委員等の報酬額は基本給及び能率給とし、次に掲げるとおりとする。

職	基本給	能率給
農業委員会の会長	月額66,500円	月額47,500円以内
農業委員会の会長職務代理者	月額55,000円	
農業委員会の委員	月額48,000円	
農地利用最適化推進委員	月額43,500円	

(支給対象活動)

第3条 能率給の支給の対象となる活動は、農地利用最適化交付金事業実施要綱(平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)第3に規定する活動とする。

(能率給の財源)

第4条 能率給は、農地利用最適化交付金の交付金額のうち委員の報酬に相当する額(以下「交付金」という。)を財源とする。

(能率給の額)

第5条 市長は、次の各号に定める額を合算した額をもって委員等へ支給する能率給の額とする。ただし、第2号について年度の途中で就任又は退任した委員等がある場合は、当該年度における在職日数に応じて算定した額を支給する。

(1) 成果実績の算定方法

交付金の交付金額×30%÷全委員等の別表1に定める評価点合計÷12か月
×当該委員の別表1に定める評価点合計

(2) 活動実績の算定方法

交付金の交付金額×70%÷全委員等の別表2に定める評価点合計÷12か月
×当該委員の別表2に定める評価点

2 前項の規定により算定した額に、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。端数調整の結果生じた交付額との差額については、最も高額な能率給が支給される委員の支給額に加算する。

(能率給の支給時期)

第6条 市長は、交付金の交付を受けた後に、委員等に能率給を一括して支給するものとする。

(活動実績の報告)

第7条 委員等は、第3条に規定する活動をした日の属する月の翌月末日までに、農業委員会活動記録簿（別紙様式）を農業委員会の会長に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は千葉市農業委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

成果実績

目標項目	達成状況	当該委員の 評価点
①農地の 集積	担い手等に対して、農地のあっせんや仲介等の活動を行い、当該年度の最適化活動の目標数値以上の新規集積面積を計上した。	3
	農地のあっせんや仲介等の活動を行い、その者（法人を含む）の就農開始や経営規模の拡大に結び付いた。	2
	「出し手・受け手の意向把握」の活動を行った。	1
②遊休農地 の解消	遊休農地の解消活動を行い、当該年度の最適化活動の目標数値以上の遊休農地面積を解消した。	3
	遊休農地の解消活動を行い、耕作を再開した。	2
	農地パトロールを行った。	1
③新規参入 の促進	「新規参入の促進活動」を行い、就農に結び付いた。	3
	「新規参入の促進活動」を3日以上行った。	2
	「新規参入の促進活動」を行った。	1

※第5条第1項第2号の「活動実績」の評価点が0点であったものについては、成果実績の評価点も0点とする。

別表第2（第5条関係）

活動実績

達成状況	当該委員の 評価点
「月当たりの平均活動日数」が「当該年度における最適化活動を行う目標日数（以下「目標日数」とする。）」以上のもの	2
「月当たりの平均活動日数」が1日以上であり、「目標日数」に到達しなかったもの	1
「月当たりの平均活動日数」が1日未満となったもの	0

別紙様式（第7条関係）

日時	月	日	活動時間	分	場所	自宅・訪問・電話・役場・圃場・その他			
項目 (大-中-	— — その他詳細 ()				会議名				
活動の 相手	氏名				属性	出し手・受け手・関係機関・参入希望者			
	(受け手の場合)該当の有無			認定農業者・認定新規就農者・基本構想水準到達者・集落営農経営					
意向 概要	売・貸・委・買・借・受・参・他				新規 就農者 情報	現地案内・出し手との立ち合い・関係機関紹介			
	面積(a)		農地バンク の活用意向	有・無		面積(a)		希望作目	
詳細									
活動成果	面積(a)		成果内容	受け手と出し手との合意・遊休農地解消・新規参入者への貸付同意・新規参入					
	(遊休農地解消の場合)方法			自ら耕作再開・農地バンクに貸付/売却・農地バンク以外に貸付/売却・農作業受委託・その他					
備考									